

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月5日
【会社名】	ビザ・インク (Visa Inc.)
【代表者の役職氏名】	ダニエル・ゴードン シニア・ヴァイス・プレジデント、チーフ・カウンセ ル、会社及び秘書役補佐 (Daniel Gordon, Senior Vice President, Chief Counsel, Corporate and Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国94128-8999カリフォルニア州 サンフランシスコ、私書箱8999 (P.O.Box 8999, San Francisco, CA 94128-8999 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28F ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28F ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	なし

注(1) 文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本臨時報告書（以下「本書」という。）において、「ビザ」、「会社」又は「当社」とは、ビザ・インクを意味する。

注(2) 本書において、「ドル」、「米ドル」、「\$」又は「US\$」は米国の通貨をいい、「¥」又は「円」は日本の通貨をいう。

注(3) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=147.02円の換算率（2025年7月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。

1 【提出理由】

当社は、当社の発行する新株予約権証券の日本及び日本以外の地域における募集について、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2及び第1号の規定に基づき、以下のとおり本書を提出する。

(注1) 本件募集(以下「本募集」という。)は、当社及びその子会社の日本における従業員(以下「日本における適格従業員」という。)及び日本国外における従業員(以下「日本国外における適格従業員」という。)に対してビザ・インク2015年度従業員株式購入制度(以下「本制度」という。)に従って付与される当社の普通株式を購入する権利(以下「購入権」という。)に関するものである。

(注2) 本募集は、2015年1月28日付けの当社取締役会による決議に従って行われるものである。

(注3) 別途の記載がある場合を除き、本書に定義のない大文字で始まる用語は本制度に定める意味を有する。

2 【報告内容】

(I) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

ビザ・インク新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

下記のとおり決定される購入権の実際の行使価格が下落した場合、行使期間(下記に定義される。)中の購入権の行使により発行される普通株式(下記に定義される。)数は増加する。なお、購入権の実際の行使価額の下落によって本募集による手取金が減少するものではない。

日本における適格従業員は、適格報酬のうち特定の割合(1%から10%)を各支払期間における税引後基準の支払から差し引かれることを選択できる。当社は、行使期間中の各月の最終営業日(以下「購入日」という。)に、かかる積立金により、購入日における公正市場価額(下記に定義される。)の85%に相当する額ですべての普通株式を購入する。したがって、購入権の実際の行使価格は、購入日における普通株式の公正市場価額の85%に相当する額である。

本制度に基づき発行される普通株式の数は、2025年7月14日現在の発行済普通株式の1%未満に相当する20,000,000株を超過してはならないものとされている。

本制度の主目的は資金調達ではなく、従業員に対し、任意の税引後給与出資を通じて普通株式を購入する機会を与えることにより、従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにあるため、普通株式1株当たりの購入価格(本制度に定義される。)及び本募集による手取金の下限は設けられていない。なお、すべての購入権が行使される必要はない。

当社は購入権を有さない。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本募集の目的は、当社及びその株主のために、当社及びその子会社の従業員が会社の普通株式を保有することによってもたらされるインセンティブからの恩恵を確保することであり、資金調達を目的としていない。本制度を通じ当社及び子会社の従業員による株式所有を奨励することは、従業員、当社株主及び当社にとって有益な方法で、従業員と当社株主の利益を一致させる効果的な方法であると考えている。

- (c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当なし

- (d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

購入権は、本制度に従って行使され、その他適用される特別な取決めは存在しない。

- (e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

- (f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当なし

- (g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当なし

(2) 新株予約権の内容等

- (i) 発行数

最大合計8,246個

(注) 購入権の数の上限及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数の上限は、本書の日付現在におけるすべての日本における適格従業員が本制度に参加し、本制度の下で「(vi)新株予約権の行使期間」記載の期間(以下「行使期間」という。)において許容される上限の給与控除を積み立てた上で当該積立額を全額普通株式の購入に充て、また普通株式が1株当たり297.93米ドル(約43,802円)で発行されたとの仮定に基づき算出したものである。なお、かかる1株当たりの発行価格は、各購入日における公正市場価額が2025年7月14日の公正市場価額である1株当たり350.50米ドルと同額であると仮定し、当該公正市場価額の85%により算出した見込額である。実際の購入権の数及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数は、各購入日における公正市場価額に基づいて決定される。

- () 発行価格

0米ドル(0円)

購入権は、日本における適格従業員に対し、何らの支払を伴うことなく発行される。

- () 発行価額の総額

0米ドル(0円)

- (-2)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額

総額2,457,000米ドル(約361,228,140円)

- (注)購入権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び購入権の払込金額の総額は、本書の日付現在におけるすべての日本における適格従業員が本制度に参加し、本制度の下で行使期間において許容される上限の給与控除を積み立てた上で当該積立額を全額普通株式の購入に充てたと仮定して算出した見込額である。

- ()新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

無記名式額面クラスA普通株式(額面金額0.0001米ドル)(以下「普通株式」という。)

2 株式の内容

普通株式の株主は、当該クラスの株主の決議を要するすべての事項について、株主名簿上保有している普通株式1株につき1個の議決権を有する。

3 本新株予約権の目的となる株式の数

すべての購入権が行使された場合、最大8,246株

(注) 購入権の数の上限及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数の上限は、本書の日付現在におけるすべての日本における適格従業員が本制度に参加し、本制度の下で行使期間において許容される上限の給与控除を積み立てた上で当該積立額を全額普通株式の購入に充て、また普通株式が1株当たり297.93米ドル(約43,802円)で発行されたとの仮定に基づき算出したものである。なお、かかる1株当たりの発行価格は、各購入日における公正市場価額が2025年7月14日の公正市場価額である1株当たり350.50米ドルと同額であると仮定し、当該公正市場価額の85%により算出した見込額である。実際の購入権の数及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数は、各購入日における公正市場価額に基づいて決定される。

() 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり297.93米ドル(約43,802円)

各購入権の行使価格は、各購入日のニューヨーク証券取引所における普通株式の終値(以下「公正市場価額」という。)の85%である。

(注) 購入権の行使に際して払い込むべき金額及び購入権の行使によって発行される普通株式の払込金額は、2025年7月14日の公正市場価額の85%である1株当たり297.93米ドル(約43,802円)で普通株式が発行されたと仮定して算出した見込額である。実際に購入権の行使に際して払い込むべき金額及び購入権の行使によって発行される普通株式の払込金額は、各購入日における公正市場価額の85%である。

() 新株予約権の行使期間

2025年9月1日から2026年2月28日まで

(注) 登録期間中に日本における適格従業員が選択した給与控除額が、新株予約権の行使期間中における各月ごとの普通株式の購入のために積み立てられ、普通株式の購入に充当される。行使期間中の各月末の購入日において、積み立てられた給与控除は購入権の行使のために使われる。

() 新株予約権の行使の条件

購入権を行使する時において、日本における適格従業員はビザの事業体の雇用下にある必要がある。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.0001米ドル(約0.015円)

() 新株予約権の譲渡に関する事項

購入権は譲渡できない。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

下記の会社の日本における適格従業員 約195名

- ・ ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
- ・ Tokyo CYBS KK

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

上記(3)に記載の会社は、ビザ・インクの完全所有子会社である。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

条件については、本制度及び運営者が用意する登録届出様式に定められる。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

ビザ・インク新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 発行数

最大合計1,268,669個⁽¹⁾

(3) 発行価格

0米ドル(0円)

購入権は、日本国外における適格従業員に対し、何らの支払を伴うことなく発行される。

(4) 発行価額の総額

発行価額の総額

0米ドル(0円)

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額

総額377,974,800米ドル(約55,569,855,096円)⁽²⁾

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び内容

無記名式額面クラスA普通株式(額面金額0.0001米ドル)(以下「普通株式」という。)

普通株式の株主は、当該クラスの株主の決議を要するすべての事項について、株主名簿上保有している普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(6) 新株予約権の目的となる株式の数

すべての購入権が行使された場合、最大1,268,669株⁽¹⁾

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株当たり297.93米ドル(約43,802円)⁽³⁾

各購入権の行使価格は、各購入日(下記(注5)に定義される。)のニューヨーク証券取引所における普通株式の終値(以下「公正市場価額」という。)の85%である。

(8) 新株予約権の行使期間

2025年9月1日から2026年2月28日⁽⁴⁾まで

(9) 新株予約権の行使の条件

購入権を行使する時において、日本国外における適格従業員はビザの事業体の雇用下にある必要がある。

(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

1株当たり0.0001米ドル(約0.015円)

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

購入権は譲渡できない。

(12) 発行方法

本制度に参加する日本国外における適格従業員29,998名に対する割当ての方法による。

(13) 引受人の氏名又は名称

該当なし

(14) 募集を行う地域

オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、ケニア、韓国、ラトビア共和国、レバノン、メキシコ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国

(15) 新規発行による手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

新規発行による手取金の額

払込金額の総額 総額377,974,800米ドル(約55,569,855,096円) ⁽²⁾

発行諸費用概算額 該当なし

差引手取額 総額377,974,800米ドル(約55,569,855,096円) ⁽²⁾

手取金の使途

本募集の目的は、当社及びその株主のために、当社及びその子会社の従業員が会社の普通株式を保有することによってもたらされるインセンティブからの恩恵を確保することであり、資金調達を目的としていない。

また、上記の差引手取概算額377,974,800米ドル(約55,569,855,096円)は、運転資金、設備投資及び子会社への投資等に充当する予定であるが、その具体的な内容及び支出時期については、当社及びその子会社の資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(16) 新規発行年月日

2025年9月1日

(17) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

(18) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(注5)に記載のとおり

その他の事項

資本金の額

197,438.70米ドル(約29,027,438円) (2025年4月23日現在)

発行済株式総数

クラスA普通株式

1,710,985,048株(2025年4月23日現在)

クラスB-1普通株式

128,360,801株⁽⁶⁾ (2025年4月23日現在)

クラスB-2普通株式

120,338,948株(2025年4月23日現在)

クラスC普通株式

9,000,668株(2025年4月23日現在)

シリーズA優先株式

64,212株(2025年4月23日現在)

シリーズB優先株式

2,480,466株(2025年4月23日現在)

シリーズC優先株式

3,156,823株(2025年4月23日現在)

- (注1) 購入権の数の上限及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数の上限は、本書の日付現在におけるすべての国外における適格従業員が本制度に参加し、本制度の下で「(8)新株予約権の行使期間」記載の期間(以下「行使期間」という。)において許容される上限の給与控除を積み立てた上で当該積立額を全額普通株式の購入に充て、また普通株式が1株当たり297.93米ドル(約43,802円)で発行されたとの仮定に基づき算出したものである。なお、かかる1株当たりの発行価格は、各購入日における公正市場価額が2025年7月14日の公正市場価額である1株当たり350.50米ドルと同額であると仮定し、当該公正市場価額の85%により算出した見込額である。実際の購入権の数及び購入権の行使によって発行される普通株式の株式数は、各購入日における公正市場価額に基づいて決定される。
- (注2) 購入権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び購入権の払込金額の総額は、本書の日付現在におけるすべての日本国外における適格従業員が本制度に参加し、本制度の下で「(8)新株予約権の行使期間」記載の期間において許容される上限の給与控除を積み立てた上で当該積立額を全額普通株式の購入に充てたと仮定して算出した見込額である。
- (注3) 購入権の行使に際して払い込むべき金額及び購入権の行使によって発行される普通株式の払込金額は、2025年7月14日の公正市場価額の85%である1株当たり297.93米ドル(約43,802円)で普通株式が発行されたと仮定して算出した見込額である。実際に購入権の行使に際して払い込むべき金額及び購入権の行使によって発行される普通株式の払込金額は、各購入日における公正市場価額の85%である。
- (注4) 登録期間中に日本国外における適格従業員が選択した給与控除額が、新株予約権の行使期間中における各月ごとの普通株式の購入のために積み立てられ、普通株式の購入に充当される。行使期間中の各月末の購入日において、積み立てられた給与控除は購入権の行使のために使われる。
- (注5) (a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

下記のとおり決定される購入権の実際の行使価格が下落した場合、行使期間中の購入権の行使により発行される普通株式数は増加する。なお、購入権の実際の行使価額の下落によって本募集による手取金が減少するものではない。

日本国外における適格従業員は、適格報酬のうち特定の割合(1%から10%)を各支払期間における税引後基準の支払から差し引かれることを選択できる。当社は、行使期間中の各月の最終営業日(以下「購入日」という。)に、かかる積立金により、購入日における公正市場価額の85%に相当する額ですべての普通株式を購入する。したがって、購入権の実際の行使価格は、購入日における普通株式の公正市場価額の85%に相当する額である。

本制度に基づき発行される普通株式の数は、2025年7月14日現在の発行済普通株式の1%未満に相当する20,000,000株を超過してはならないものとされている。

本制度の主目的は資金調達ではなく、従業員に対し、任意の税引後給与と出資を通じて普通株式を購入する機会を与えることにより、従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにあるため、普通株式1株当たりの購入価格及び本募集による手取金の下限は設けられていない。なお、すべての購入権が行使される必要はない。

当社は購入権を有さない。

- (b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本募集の目的は、当社及びその株主のために、当社及びその子会社の従業員が会社の普通株式を保有することによってもたらされるインセンティブからの恩恵を確保することであり、資金調達を目的としていない。本制度を通じ当社及び子会社の従業員による株式所有を奨励することは、従業員、当社株主及び当社にとって有益な方法で、従業員と当社株主の利益を一致させる効果的な方法であると考えている。

- (c) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当なし

- (d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。)との間で締結する予定の取決めの内容

購入権は、本制度に従って行使され、その他適用される特別な取決めは存在しない。

(e)提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

(f)提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当なし

(g)その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当なし

(注6)発行済株式総数には、当社の完全子会社が所有するクラスB-1普通株式123,525,417株が含まれる。